

新潟県公安委員会規則第2号

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年2月27日

新潟県公安委員会

委員長 小川 和明

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則（昭和49年新潟県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動後別表号」という。）に対応する同表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動別表号」という。）が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。）に改める。

改正後		改正前	
別表		別表	
種別	警察本部長が専決できる事務	種別	警察本部長が専決できる事務
(略)		(略)	
銃	(1)～(19) (略)	銃	(1)～(19) (略)
砲	(20) 銃刀法第8条第7項、第8条の2	砲	(20) 銃刀法第8条第7項、第8条の2
刀	第2項、第9条の8第3項、第9条の	刀	第2項、第9条の8第3項、第9条の
剣	12第2項、第11条第7項若しくは第8	剣	12第2項、第11条第7項若しくは第8
類	項、第11条の2第1項から第3項まで	類	項、第11条の2第1項から第3項まで
所持	又は第26条第2項の規定による銃砲、	所持	又は第26条第2項の規定による銃砲、
等	刀剣類又は <u>拳銃部品</u> の仮領置等	等	刀剣類又は <u>けん銃部品</u> の仮領置等
取	(21) 銃刀法第8条第8項、第8条の2	取	(21) 銃刀法第8条第8項、第8条の2
締	第3項、第9条の8第4項、第9条の	締	第3項、第9条の8第4項、第9条の
法	12第3項、第11条第9項若しくは第10	法	12第3項、第11条第9項若しくは第10
関	項、第11条の2第4項若しくは第5項	関	項、第11条の2第4項若しくは第5項
係	又は第26条第5項の規定による銃砲、	係	又は第26条第5項の規定による銃砲、
	刀剣類又は <u>拳銃部品</u> の返還		刀剣類又は <u>けん銃部品</u> の返還
	(22)～(38) (略)		(22)～(38) (略)
	(39) 銃刀法第13条の3第1項又は第3		(39) 銃刀法第13条の3第1項又は第3
	項の規定による銃砲、刀剣類又は <u>拳銃</u>		項の規定による銃砲、刀剣類又は <u>けん</u>
	<u>部品</u> の保管		<u>銃部品</u> の保管
	(40) 銃刀法第13条の3第2項又は第4		(40) 銃刀法第13条の3第2項又は第4
	項の規定による銃砲、刀剣類又は <u>拳銃</u>		項の規定による銃砲、刀剣類又は <u>けん</u>
	<u>部品</u> の返還		<u>銃部品</u> の返還
	(41)～(45) (略)		(41)～(45) (略)
	(46) 銃刀法第27条の3の規定による警		(46) 銃刀法第27条の3の規定による警
	察官等による <u>拳銃等</u> の譲受け等の許可		察官等による <u>けん銃等</u> の譲受け等の許
	（緊急を要するもので、かつ、危害予		可（緊急を要するもので、かつ、危害
	防上の措置が十分に講じられているも		予防上の措置が十分に講じられている
	のみに限る。）		ものに限る。）
	(47)～(53) (略)		(47)～(53) (略)
	(54) 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則		(54) 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則
	（昭和33年総理府令第16号。以下「銃		（昭和33年総理府令第16号。以下「銃
	刀法規則」という。）第1条第1項の規		刀法規則」という。）第1条第1項の規
	定による届出書及び申請書並びにその		定による届出書及び申請書並びにその
	他の手続に係る書類の受理（第20条及		他の手続に係る書類の受理（第20条及

<p>び<u>第80条</u>に規定する受講申込書を除く。)</p> <p>(55) 銃刀法規則第4条第3項、第58条第2項、<u>第90条第3項</u>、<u>第100条第3項</u>又は<u>第102条第4項</u> (<u>第103条第2項</u>において準用する場合を含む。)の規定による届出受理書の交付</p> <p>(56) (略)</p> <p>(57) <u>銃刀法規則第10条第3項の規定による医師の診断を受けることの要求</u></p> <p>(58) (略)</p> <p>(59) 銃刀法規則第20条又は<u>第80条</u>の規定による受講申込書の受理</p> <p>(60) <u>銃刀法規則第35条</u>の規定による新たな許可証の交付</p> <p>(61) (略)</p> <p>(62) (略)</p> <p>(63) 銃砲刀剣類所持等取締法施行細則(平成21年新潟県公安委員会規則第10号。以下「銃刀法細則」という。) <u>第15条</u>又は<u>第16条</u>の規定による許可の期間の指定</p> <p>(64) 銃刀法細則<u>第17条</u>の規定による資格認定証の有効期間の指定</p>	<p>び<u>第81条</u>に規定する受講申込書を除く。)</p> <p>(55) 銃刀法規則第4条第3項、第58条第2項、<u>第91条第3項</u>、<u>第101条第3項</u>又は<u>第103条第4項</u> (<u>第104条第2項</u>において準用する場合を含む。)の規定による届出受理書の交付</p> <p>(56) (略)</p> <p>(57) (略)</p> <p>(58) 銃刀法規則第20条又は<u>第81条</u>の規定による受講申込書の受理</p> <p>(59) <u>銃刀法規則第36条</u>の規定による新たな許可証の交付</p> <p>(60) (略)</p> <p>(61) (略)</p> <p>(62) 銃砲刀剣類所持等取締法施行細則(平成21年新潟県公安委員会規則第10号。以下「銃刀法細則」という。) <u>第16条</u>又は<u>第17条</u>の規定による許可の期間の指定</p> <p>(63) 銃刀法細則<u>第18条</u>の規定による資格認定証の有効期間の指定</p>
(略)	(略)

附 則

この規則は、平成27年3月1日から施行する。